

大阪北摂霊園広告物取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪北摂霊園（以下「霊園」という。）の資産を広告の媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告の掲載は、霊園利用者のサービス向上及び霊園施設の有効活用を図るとともに、霊園の新たな財源を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定する霊園の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

ア 霊園のホームページ

イ 霊園の広報印刷物

ウ その他広告の媒体として活用できる霊園の資産

(2) 広告掲載 広告媒体に民間事業者等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(業種又は業者)

第4条 次の業種又は業者の広告は掲出しない。なお、広告掲出中であっても、次の業種又は業者に該当するに至った場合も同様とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に該当するもの

(2) 消費者金融・高利貸しに係るもの

(3) たばこに係るもの

(4) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）

(5) 法律の定めのない医業類似行為を行うもの

(6) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者によるもの

(8) 前各号に定めるほか、掲載することが不相当であると理事長が認めるもの

(広告掲載の基準)

第5条 次のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性のあるもの

- (5) 宗教性のあるもの（専ら布教推進を目的とするもの又はそのおそれがあるもの）
- (6) 社会問題に関する主義主張
- (7) 個人の氏名広告
- (8) 美観風致を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないもの
- (12) 霊園の事業であると誤解を与えるおそれのあるもの
- (13) 当該広告の内容を、霊園が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (14) その他広告掲載に係る広告として不相当であると理事長が認めるもの

(広告の規格)

第6条 広告の規格及び広告を掲載する位置等は、当該広告媒体ごとに、その資産としての目的を損なわない範囲で理事長が定める。

(広告の募集方法及び選定方法)

第7条 広告の募集方法及び選定方法並びに掲載料については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて理事長が定める。

(広告の申込み)

第8条 広告を広告媒体に掲載しようとする者は、当該広告媒体ごとに定める申込書に掲載しようとする広告の原稿又は見本を添えて、申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 理事長は、広告掲載申込書を受理したときは、広告掲載の基準等に基づき、掲載の可否を決定する。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載の決定後、理事長の指定する期日までに広告掲載料を一括納付するものとする。ただし、特段の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第11条 理事長は、広告掲載料が理事長の指定する期日までに納付されなかったときは、当該広告掲載を取り消すこととする。また、広告掲載に関し何らかの支障があるときは、当該広告掲載を取り消すことができる。

(委託)

第12条 理事長は、広告掲載に関する事務の一部又は全部を広告代理店に委託することができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月13日より施行する。